

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2舞台設備の項中「510」を「520」に、「2,670」を「2,720」に、「1,020」を「1,040」に、「920」を「940」に、「610」を「620」に、「1,740」を「1,780」に、「9,460」を「9,630」に改め、同表音響設備の項中「1,740」を「1,780」に、「2,050」を「2,090」に、「4,110」を「4,190」に、「920」を「940」に、「1,020」を「1,040」に、「4,730」を「4,810」に、「3,080」を「3,140」に改め、同表映写設備の項中「3,080」を「3,140」に、「1,230」を「1,250」に、「6,480」を「6,600」に、「1,740」を「1,780」に改め、同表照明設備の項中「610」を「620」に、「510」を「520」に、「3,080」を「3,140」に、「1,740」を「1,780」に、「9,460」を「9,630」に改め、同表ピアノの項中「22,520」を「22,940」に、「2,880」を「2,930」に改め、同表スポーツ設備の項中「920」を「940」に、「1,850」を「1,880」に改め、同表その他の項中「3,290」を「3,350」に、「720」を「730」に、「7,090」を「7,220」に、「4,420」を「4,500」に改め、同表備考2中「当該金額」を「当該額」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 ロッカーの利用期間が1年未満である場合における利用料金の上限額は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月割りにより計算して得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市男女共同参画センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。この場合において、利用期間の初日が施行日前であり、かつ、利用期間の末日が施行日以後であるときのロッカーの利用に係る料金の上限額は、利用期間の初日の属する月から平成31年9月までのこの規則による改正前の京都市男女共同参画センター条例施行規則別表第2に掲げる額の月割りにより計算して得た額と同年10月から利用期間の末日の属する月までの改正後の規則別表第2に掲げる額の月割りにより計算して得た額との合計額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の利用に係る料金でこの規則の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)